

DEBUND LAW OFFICES

大邦法律事務所

NEWSLETTER

2025 年間特輯

01　ポケモン対『口袋妖怪：复刻』著作権侵害訴訟が和解に――当事務所が国際的な知的財産権保護を支援

02　「データ国外移転安全管理政策Q&A（2025年4月）」に見るコンプライアンスの道筋

03　「会社登記強制抹消制度実施弁法」の解説：背景・仕組み・今後の展望

04　商標局が代理機関への通知の写しの送付を停止――商標権者に求められる対応と提言

デバンド外国法事務弁護士事務所

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-5 市ヶ谷法曹ビル702

TEL 03-6272-3638

www.debund-jp.com

大邦法律事務所

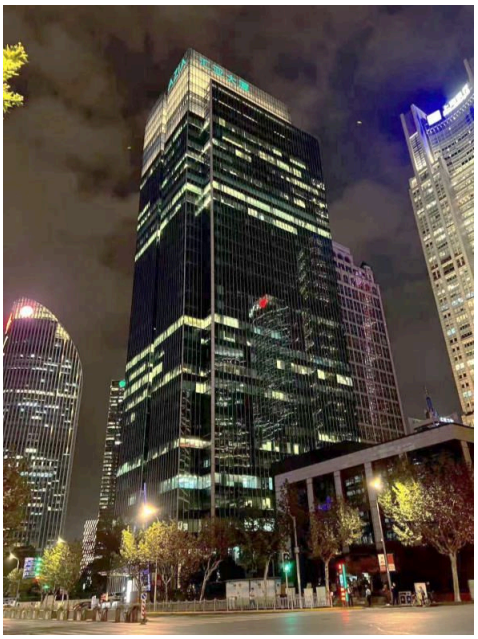

は国際取引企業、中国への投資企業、中国の子会社向けにリーガル・サービス等を提供する渉外法務をメインとする事務所です。拠点は上海に置いています。弊所は、国家知的財産権局が認定する特許代理機構の資格及び商標代理の資格も兼ね備えており、弁護士、弁理士、商標代理人及び登録会計士による経験豊富な専門チームから成り立っています。

デバンド大邦法律事務所
上海市浦東新区 陸家嘴環路1233号
匯亜ビル（AZIA Center）8階

弊所は、2019年に東京に「デバンド外国法事務弁護士事務所」を設立し、中国法の資格を有するメンバーが、日本語、中国語、英語でクライアントに対応しています。

日本のクライアントに対しては、中国への投資・進出、知的財産権の保護、紛争解決など、中国ビジネスに関わる各種リーガルサービスを直接ご提供しています。とりわけ特許・商標・コンテンツ及び営業秘密保護などの知的財産権保護に強みを持ち、中国における日本企業の権利保護を数多く手がけてまいりました。

本号では、2025年に当事務所の弁護士が執筆した論考の中から、日本の皆さまに関わりの深いものを選んでお届けいたします。是非ともお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

本号の内容

1. ポケモン対『口袋妖怪：复刻』著作権侵害訴訟が和解に――当事務所が国際的な知的財産権保護を支援
2. 「データ国外移転安全管理政策Q&A（2025年4月）」に見るコンプライアンスの道筋
3. 「会社登記強制抹消制度実施弁法」の解説：背景・仕組み・今後の展望
4. 商標局が代理機関への通知の写しの送付を停止――商標権者に求められる対応と提言
5. 事務所ニュース

デバンド外国法事務弁護士事務所
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-5
市ヶ谷法曹ビル702（2025年より新住所）
TEL：03-6272-3638

NEWS

ポケモン対『口袋妖怪：复刻』著作権侵害訴訟が和解に――当事務所が国際的な知的財産権保護を支援

2025年4月14日



2025年2月、当事務所の倪挺剛弁護士・秦鵬飛弁護士が代理した、世界的に著名なゲーム『ポケットモンスター』シリーズとモバイルゲーム『口袋妖怪：复刻』との間の著作権侵害および不正競争に関する控訴事件は、広東省高級人民法院の調停のもと、和解に至りました。

本件は、株式会社ポケモンが『ポケモン』シリーズのIPを保護するために中国国内で初めて提起した訴訟です。被告らはすでに和解内容を履行し、『法治日報』および『澎湃新聞』に謝罪声明を掲載しました。その中で被告は、問題のゲーム内で『ポケモン』シリーズのデザイン要素を多数使用したことを認め、『ポケモン』ゲームの著作権を侵害するとともに、その知名度と評価に便乗したことが不正競争に当たると認めました。

2021年12月に株式会社ポケモンから訴訟の委任を受けて以来、当事務所の弁護士は依頼者の利益を最大限に守るべく尽力し、数年にわたる取組みの結果、顕著な成果を得ることができました。

第一審では、深圳市中級人民法院が被告企業に対し、株式会社ポケモンへ1億700万元の損害賠償を命じました。この判決は、中国におけるゲーム著作権侵害事件として過去最高額の損害賠償命令となっています。

第一審判決は、被告ゲームに登場するキャラクター、主人公、マップなどの核心的要素が原告ゲームの対応する要素と一つひとつ対応し、かつ類似していること、ゲーム要素の組合せによる複数の要素システムが高度に類似あるいは完全に一致し、数値体系の設計も多く一致していることから、プレイヤーのゲーム体験もほぼ同一であると認定しました。そのうえで、被告ゲームと『ポケモン』シリーズの具体的なストーリー性のある表現は実質的に類似しており、著作権侵害に当たると判断しました。さらに、ゲームの運営や宣伝等の行為も反不正競争法に違反する不正競争に当たると認定しました。

本件は複雑かつ大規模な国際的知的財産権紛争です。当事務所の二名の代理人弁護士は、豊富な実務経験と『ポケモン』シリーズへの深い理解に基

づき、被告ゲームの侵害内容、運営体制、収益構造などの事実関係を徹底的に調査しました。また、ゲーム著作権の全体的保護、ストーリー性コンテンツの著作権による保護、不正競争防止法によるゲームIPの商業化権益の保護など、新規性と難易度の高い著作権法・競争法上の論点について、第一審・控訴審を通じて詳細な論証を行いました。

中国のゲーム産業が国際市場へ大きく展開するなか、国内外の当事者の知的財産権を法の下で平等に保護することは、中国が「知的財産権強国」の建設を進めるうえで重要な要素です。当事務所は、世界的に有名なゲーム・アニメIPである「ポケモン」の国境を越えた知的財産権保護を成功に導き、関連産業の健全な発展に向けて有益な先例を示すことができました。

原文：http://www.debund.com/article?id=2442

COLUMN

「データ国外移転安全管理政策Q&A（2025年4月）」に見るコンプライアンスの道筋

（文／孫成） 2025年4月29日

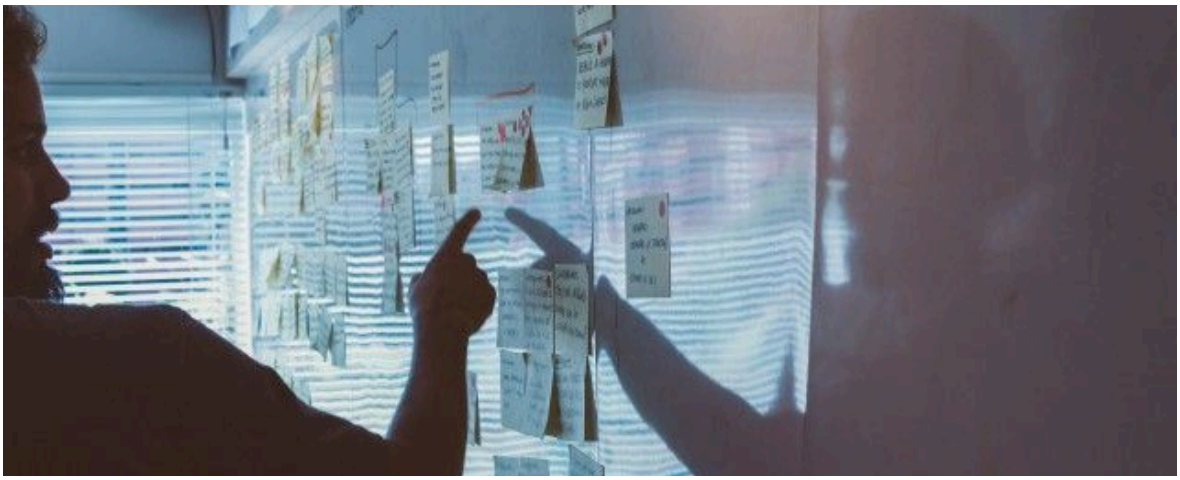

国家インターネット情報弁公室が公表した「データ国外移転安全管理政策Q&A（2025年4月）」（以下「Q&A」）は、越境データ移転のコンプライアンスの道筋をさらに具体化しました。データコンプライアンスを専門とする弁護士チームとして、実務の観点からその要点と影響を以下のとおり分析します。

一、分類・等級別管理の再確認

Q&Aは、データ国外移転の分類・等級別管理の原則を改めて示し、厳格な規制の対象は「重要データ」と「規定数量に達した個人情報」に限られ、一般データは自由に移転できることを明確にしました。この設計は「データ安全法」「個人情報保護法」の立法趣旨に沿うものであり、企業にとって明確なコンプライアンスの境界線を示しています。

例えば、重要データの国外移転には安全評価が必要ですが（不合格率15.9%）、評価を経て適合と認められれば移転が可能であり（データ項目の63.9%が承認）、規制は一律禁止ではなく、個別案件の具体的なリスク評価による精緻な管理であることがわかります。

また、Q&Aは「データの越境移転の促進及び規範化に関する規定」の関連規定を特に強調しています。データ処理者は関連規定に従って重要データを申告しますが、関係部門・地域から重要データとして通知または公表されていないデータについては、重要データとしてデータ国外移転の安全評価を申請する必要はありません。

二、自由貿易試験区の「ネガティブリスト」

Q&Aは、自由貿易試験区が「データ国外移転ネガティブリスト」を策定でき、リスト外のデータは安全評価や標準契約などの手続が免除されるとしています。この仕組みは地方により大きな自主権を与えるもので、すでに自動車、医薬、金融など17の分野で導入されています。

企業としては、所在する自由貿易試験区のリストの動向を注視し、リスト外のデータに関わる場面を優先して越境業務を展開することで、コンプライアンスコストを抑えることができます。なお、国

は届出審査と「準用」ルールによってリストの基準の統一性を確保し、地域ごとに政策が分断されることを防いでいます。

三、企業グループ向けの2つの便宜措置

Q&A第8項は、企業グループにおける個人情報の越境移転の利便性に着目し、「グループ一括申請」と「認証制度」という2つの便宜措置を示して、企業のグローバル展開を後押ししています。

グループ一括申請：国内の複数の子会社が同一の企業グループに属し、データ国外移転の業務場面が類似している場合、グループ会社が申請主体となって、データ国外移転の安全評価の申請、または個人情報国外移転標準契約の届出をまとめて行うことができます。これにより業務効率が高まり、複数の主体による重複申請という課題が解消されます。

認証制度：国家インターネット情報弁公室は、個人情報の国外移転に関する保護認証の管理弁法の制定を進めており、第三者の専門認証機関が個人情報の国外移転活動を認証する仕組みが整えられつつあります。国内企業と国外の受領者のいずれか一方が認証を取得すれば、認証の範囲内で個人情報の国外移転を行うことができます。認証を取得した多国籍グループは、各国の子会社と個別に標準契約を締結することなく、グループ内で個人情報の国外移転を行うことが可能になります。

四、まとめ

今回のQ&Aの公表は、中国のデータ国外移転規制が「原則的な枠組み」から「精緻なルール」へと進化していることを示す重要な動きです。関係企業は、動的なコンプライアンスの視点で政策の変化に対応し、業務場面に応じて最適な道筋を選択する必要があります。

上海大邦法律事務所はデータコンプライアンス分野に注力しており、政策が示す明確な指針に基づき、「事前評価・事中管理・事後対応」のライフサイクル全体にわたるコンプライアンス体制の設計を通じて、データのグローバル化の中で企業が着実に事業を展開できるよう支援いたします。

原文：http://www.debund.com/article?id=2447

COLUMN

「会社登記強制抹消制度実施弁法」の解説：背景・仕組み・今後の展望

（文／郭耀傑） 2025年10月13日



2025年10月10日、「会社登記強制抹消制度実施弁法」（以下「弁法」）が正式に施行され、改正会社法で導入された強制抹消制度が実際に運用される段階に入りました。弁法はゾンビ企業の整理という役割を担い、社会的コストの削減とビジネス環境の改善に資するものです。本稿では、ゾンビ企業の弊害と整理の難しさを背景に、強制抹消制度の仕組みを紹介し、実務上の課題について簡単に述べます。

一、ゾンビ企業の弊害と整理の難しさ

本稿でいうゾンビ企業とは、抹消登記をしていないものの、すでに生産・営業を停止し、管理者がいない、または連絡がとれない企業を指し、通常は連年の赤字や債務超過を伴います。中国では、ゾンビ企業の大量の存在が市場経済の健全な運営に多重の弊害をもたらしています。

第一に、市場秩序を乱します。これらの休眠企業は多くの商号資源を占有し、市場主体の実際の活動状況を反映しないため、マクロ政策決定の正確性と有効性に影響します。

第二に、社会的コスト、特に行政資源を押し上げます。市場監督管理や税務などの各部門は、名ばかりの企業を把握するために継続的に監督資源を投入しなければなりません。

第三に、ビジネス環境の改善を妨げます。市場の活力を弱め、市場データの正確性を損ない、市場主体の「優勝劣敗」による正常な退出の仕組みを損ないます。

市場の観点からは、ゾンビ企業は長期間「休眠」していることが多く、会計帳簿の欠落、対外的な債権債務の不明確さ、複雑な株式の持ち合いなどにより、市場で自然に淘汰されにくい状況にあります。買収の意向を持つ第三者がいても、デューデリジェンスで明確な結論が出せず断念することもあります。

登記機関と司法機関の観点からは、従来の法的枠組みにおける退出の仕組みは申請に依存しており、登記機関が自ら手続を開始することはできませんでした。また、手続の開始が難しい、費用が高い、効率が低い、手続が長いといった問題があ

り、ゾンビ企業を効果的に整理することは困難でした。

二、強制抹消制度の仕組み

市場主体の退出制度改革の一環として、各地での試行を経て、改正会社法第241条で強制抹消制度が導入されました。今回施行された弁法は、強制抹消の開始、救済および法的効果について具体的に定めています。

1. 強制抹消の要件 会社が営業許可証の取消し、閉鎖命令または登記取消しを受けた後、3年以内に抹消登記を申請しない場合に、登記機関は強制抹消手続を開始することができます。

2. 強制抹消の手続 登記機関は国家企業信用情報公示システムで公告を行います。公告期間は90日で、公告内容には会社情報、強制抹消登記を予定する法定事由および意見などが含まれます。公告期間満了後、登記機関は強制抹消登記決定書を作成・送達し、同システムで社会に公示して手続が完了します。

3. 異議と登記の回復 強制抹消手続が国家の利益、社会の公共の利益、債権者および利害関係人の権益を侵害しないよう、異議手続と登記回復手続が設けられています。関係部門、債権者その他の利害関係人は、書面で異議を申し立てることができ、異議が認められた場合、強制抹消手続は終了します。

また、強制抹消から3年以内に、次のいずれかの事情その他登記の回復が必要な事情がある場合、上記の者は登記の回復を申請することができます。（1）立件調査中、行政強制措置を受けている、または罰金等の行政処罰の執行が完了していない場合（2）訴訟、行政不服審査、仲裁、調停、執行等の手続中である場合（3）清算手続または破産手続中である場合

4. 強制抹消の法的効果 強制抹消の完了により会社は消滅しますが、債権者は引き続き元の株主や清算義務者に責任を追及することができます。ゾンビ企業を整理する道を開くと同時に、債権者の権利行使にも影響を与えない仕組みとなっています。

三、評価と今後の課題

弁法の施行により、登記機関が主体的にゾンビ企業を効率的に整理することが可能になると同時に、責任の所在が曖昧になることも防がれます。中国のビジネス環境改善に向けた制度上の革新といえます。

また、強制抹消制度は、大株主と連絡がとれず、少数株主が強制清算手続を円滑に進められない場合にも意義があり、少数株主が株主責任から解放される助けとなります。

一方で、多数のゾンビ企業をどのように秩序立てて整理するのか、少数株主や利害関係人が登記機関に特定の企業の強制抹消を申し立てることができるのか、といった点について弁法には明確な規定がなく、今後の立法による補完と各地での運用が待たれます。

原文：http://www.debund.com/article?id=2479

COLUMN

商標局が代理機関への通知の写しの送付を停止――商標権者に求められる対応と提言

（文／王海川） 2025年11月25日



これまで中国の商標局は、商標出願人または登録者（以下「商標権者」）に後続の商標業務に関する法律文書（以下「商標局通知」。3年連続不使用取消事件における使用証拠提出通知、異議事件における答弁通知、無効宣告事件における答弁通知などを含みます）を送付する際、商標代理機関にも同時に写しを送付していました。しかし、2025年9月から、商標局通知は商標代理機関に同時送付されなくなりました。これにより、商標代理機関は商標局の正式な通知の同時受領者ではなくなり、商標権者が唯一の直接の受領者となります。

一、変更がもたらすリスク

この変更は商標権者に大きな影響を与えます。従来の実務では、商標代理機関が通知の受領、情報の伝達、手続期限のリマインドにおいて極めて重要な役割を果たしてきました。

商標登録情報には商標権者の住所が記載されていますが、それは営業許可証上の登記住所です。中国企業では登記住所と実際の営業所在地が異なることは珍しくありません。また外国企業の場合、商標局は通常、国外の住所に直接通知を送付しないため、商標代理機関がほぼ唯一の情報経路となっていました。

そのため今回の変更により、商標権者が商標局通知を適時に把握できず、答弁や書類提出が遅れた結果、商標権を失うなどの重大な結果を招くおそれがあります。

二、連絡先情報の登録の重要性

こうしたリスクを避けるため、商標権者は商標局システムにおける情報の登録と更新を重視し、通信先住所、電子メールアドレスおよび担当者情報が正確かつ有効であることを確保する必要があります。

2022年12月1日に商標局が更新した「商標登録出願業務書式」（以下「2022年書式」）以降、商標登録出願書には「国内出願人連絡先住所」「国内出願人電子メール」「担当者」などの記入欄が設けられています。香港・マカオ・台湾の個人・企業、外国人および外国企業（以下「外国出願人」）について

は、2022年書式でも「外国出願人の国内受取人」および「国内受取人住所」の欄が残されており、外国出願人は中国大陸の文書受取人を指定して商標局の後続通知を受け取ることができます。

「中国商標網」が2023年3月31日に更新した出願ガイド（以下「2023年ガイド」）では、「連絡先住所」は中国大陸の当事者のみに適用され、外国出願人は中国大陸の文書受取人を指定して後続通知を受け取ることができるものの、文書受取人の変更申請を行う必要があるとされています。

また2023年ガイドは、出願人が出願書に「国内出願人連絡先住所」を記入しなかった場合、その商標の連絡先住所は変更されないとしています。この規定は2022年12月1日以降に出願された商標に適用されるものと理解されます。つまり、同日以降の出願で連絡先住所を記入していなかった場合、商標局通知は登記住所にのみ送付されます。一方、2022年12月1日より前に出願された商標については、引き続き国内出願人連絡先住所を追加または変更することができます。

三、商標権者への具体的な提言

以上を踏まえ、商標権者は出願時期、住所の状況、受領の確実性に応じて、次のような管理・是正措置をとることが望まれます。

（1）国内の権利者が2022年12月1日より前に出願した商標 登記住所で実際に郵便物を受け取れるかを確認し、受け取れない場合は、速やかに商標局で住所変更手続を行い、確実に受領できる住所を「連絡先住所」として追加・更新します。

（2）国内の権利者が2022年12月1日以降に出願した商標 出願書の「連絡先住所」欄の記入の有無と内容の有効性を確認し、状況に応じて次の措置をとります。 ・連絡先住所を記入していないが、登記住所で確実に受け取れる場合：追加の対応は不要です。 ・連絡先住所を記入しておらず、登記住所でも確実に受け取れない場合：定期的なセルフチェック（2か月ごとに中国商標網にログインして商標の状況を確認することを推奨）により動向を把握し、必要に応じて新たに商標登録出願を行ってリスクを下げます。 ・連絡先住所を記入しており、正常に受け取れる場合：追加の対応は不要です。 ・記入した連絡先住所が無効になっている、または受取人がいない場合：速やかに商標局で連絡先住所の変更手続を行います。

（3）外国の権利者 国内受取人を指定しているかを確認し、状況に応じて次の措置をとります。 ・まだ指定していない場合：速やかに商標代理資格を有する中国国内の機関を国内受取人として指定し、商標局で変更登記を行います。 ・すでに指定している場合：受取人情報の正確性と有効性を定期的に確認し、長期的かつ安定した連絡体制を確保します。受取人情報が無効になったり変更があったりした場合は、速やかに変更手続を行います。

四、まとめ

商標局の「代理機関への写し送付の停止」の実施に伴い、商標権者は、より慎重かつ体系的に自らの情報管理体制を整える必要があります。住所の登録から連絡先の更新、状況の監視からリスクへの対応まで、一貫した商標情報の管理体制を構築することで、新たな制度の下でも商標権を継続的かつ安全に維持することができます。

原文：http://www.debund.com/article?id=2482

事務所ニュース

1. 東京事務所移転のお知らせ

2025年

デバンド外国法事務弁護士事務所は、2025年より下記の新事務所にて業務を行っております。

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-5 市ヶ谷法曹ビル702

TEL：03-6272-3638

2. ポケモンの知的財産権保護事件が『人民法院報』と最高人民法院の公式アカウントで紹介

2025年4月

倪挺剛・秦鵬飛両弁護士が代理した、株式会社ポケモンによる『口袋妖怪：复刻』に対する著作権侵害・不正競争事件（本号で詳報）が、『人民法院報』および最高人民法院の公式WeChatアカウントで報道されました。

DEBUND Law Offices

デバンド外国法事務弁護士事務所

〒102-0073

東京都千代田区九段北4-1-5 市ヶ谷法曹ビル702

TEL：03-6272-3638 ｜ www.debund-jp.com

中国法に関するご相談は、日本語・中国語・英語で承ります。

大邦法律事務所 NEWSLETTER 2025

本誌は情報提供を目的とするものであり、個別の案件に関する法的助言ではありません。具体的なご相談は当事務所までお問い合わせください。

各記事の原文は大邦法律事務所ウェブサイト（www.debund.com）に掲載されています。